

## 社会福祉法人しみず会 役員等の報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しみず会（以下「この法人」という。）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 理事長 報酬 1日当たり 10,000 円  
ただし理事長の地位にある事のみによっては支給しない。
- (2) 役員等 報酬及び交通費 報酬1日当たり 5,000 円（源泉所得税等控除後）  
交通費はしみず会役員旅費規程による。

### (旅費等の支給)

第3条 役員等が理事会、評議員会、研修等に参加する場合は旅費規程に従い日当、旅費を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 理事長報酬 職員給与規程に準じる。
- 2 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 特段の事情により理事会・評議員会・評議員選任解任委員会が書面での評決となったとき、その審議にあたる報酬として一律 5,000 円（源泉所得税等控除後）を支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### (公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬

等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

この規程は、令和4年6月16日から施行する。